

第47号議案

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和6年6月27日

品川区長 森 澤 恭 子

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

職員の育児休業等に関する条例（平成4年品川区条例第6号）の一部を次のように改正する。

第15条第2項中「または勤務時間条例」を「、勤務時間条例」に改め、「による介護時間」の次に「または勤務時間条例第16条の3第1項、幼稚園教育職員勤務時間条例第18条の3第1項もしくは学校教育職員勤務時間条例第17条の3第1項の規定による子育て部分休暇」を加え、「または当該介護時間」を「、当該介護時間または当該子育て部分休暇」に改め、同条第3項ただし書中「または介護時間」を「、介護時間または子育て部分休暇」に、「または当該介護時間」を「、当該介護時間または当該子育て部分休暇」に改める。

付 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（説明）子育て部分休暇を定めることに伴い、規定を整備する必要がある。